

京都市人権文化推進計画の改訂の方向性について

1 現計画概要

(1) 計画の位置づけ

全市的な市政の基本方針である「京都市基本構想」、その具体化のために全市的観点から取り組む主要な政策を示す「京都市基本計画（京プラン）」に基づく分野別計画として、本市が人権施策を推進するうえでの基本的な考え方を示すもの

(2) 計画期間

平成27（2015）年度から令和6（2024）年度までの10年間

2 計画改訂の主旨

人権の基本的な考え方は市民に定着しつつあり、人権意識は高くなってきている。しかし、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人・外国籍市民などに関する問題はいまだ人権上の重要課題であり、少子高齢化、国際化、情報化の進展などの社会状況の変化により、いじめ、子どもや高齢者に対する虐待、ひきこもりなどの地域社会からの孤立、ヘイトスピーチ、インターネット上での人権侵害など人権課題は、複雑化・多様化している。また、パワハラやセクハラなどのハラスメントの顕在化や、LGBT等の性的少数者に対する関心の高まりなど、新たな対応が必要となってきた。

これら人権を取り巻く状況や、人権尊重の社会的な意識の高まりを背景に平成28年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法など、法制度の整備も進められている。

現計画については、「社会状況等の変化に対応するため、必要に応じて見直す」としており、これらの情勢や意識調査の結果を踏まえ、社会状況及び市民の人権に関する意識の変化に的確に対応した計画とすることで、本市における人権施策をより総合的、効果的に推進していく。

これを通じて、「誰ひとり取り残さない」という人権尊重を基本理念とするSDGsの達成と、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる「レジリエンス」のある社会の実現につなげる。

3 改訂の全体的な方向性（案）

- (1) 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法等の法律等の施行を反映
- (2) LGBT等の性的少数者の人権について、この間の社会情勢や本市の取組状況等を踏まえ、内容を充実
- (3) ひきこもり等の社会的孤立の深刻化等の課題について、「京都の地域力」をいかし、地域住民が自分のこととして考え、企業、団体、関係機関、本市等が連携し、課題を共有して、協働して取り組むことで、気づき、支援できる社会を目指す旨の考え方を基本的な考え方に反映
- (4) その他の人権課題についても、現状や課題に見合った内容に改訂

4 各重要課題の主な改訂内容

【女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 平成27（2015）年に、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として、「女性活躍推進法」が施行された（令和元年改正）。
- ・ 令和元（2019）年に、セクハラ対策の実効性向上を盛り込んだ男女雇用機会均等法等の改正法が成立した。
- ・ 女性の就業率が近年上昇し（約6割⇒約7割）、いわゆる「M字カーブ」も解消傾向にある一方で、企業等における管理職等に占める女性の割合は依然として低い（部長級約7％，課長級約11％。平成30年厚生労働省調査）。
- ・ DV相談件数は、ここ数年全国で10万件を超えており、児童虐待との関連性についても指摘されていることから、引き続き様々な支援を総合的に、迅速に取り組むとともに未然に防止する必要がある。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ 中小企業における女性活躍推進のための環境づくりの強化，DV対策と児童虐待対策との連携強化，及びデートDV等，若年層を対象とする予防啓発の拡充

【子どもを共に育む社会づくり】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 平成29（2017）年に児童相談所での児童虐待相談対応件数が過去最多（133，778件（速報値））となったことや、学校等でのいじめの問題など、子どもの人権課題が深刻さを増している。
- ・ ひとり親家庭では、経済的な問題や、育児・家事等の負担から子育てに課題を抱えやすい状況にあり、きめ細かな支援が必要となる。また、貧困家庭の子ども・若者への支援などの取組を通じて、健やかな学び・育ちを保证していく必要がある。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ DV相談支援センターと、各区役所・支所，保健福祉センター，児童相談所等支援機関の連携強化
- ・ 課題を抱える家庭に対するきめ細かな支援に関して、既存の「ひとり親家庭」に加え、「貧困家庭等の子ども・若者」の観点の追加

【高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年に向け、認知症やひとり暮らし高齢者増加が見込まれる。
- ・ 高齢者等を中心に消費者トラブルが深刻化していることから、消費者安全法が改正（平成26年6月成立，28年4月施行）され、地域で高齢者等を見守るため「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」を組織することが可能になった。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ 認知症の方の行方不明時の発見協力体制の充実や、早期段階からの認知症の方やその家族の支援の拡充
- ・ 高齢者の消費者被害防止のための福祉・消費者行政等関係機関ネットワークづくりの推進

【障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 平成28（2016）年4月に、行政や民間事業者が障害を理由に「不当な差別的取扱い」をしないこと、そして、「社会的障壁」（バリア）を取り除くために「合理的配慮」を行うことを定めた、「障害者差別解消法」が施行された。

イ 市民意識調査の結果

- ・ 「不当な差別的取扱い」について正しく理解している人の割合は約3割となっている（報告書62ページ）。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ 「不当な差別的取扱い」の禁止や「合理的配慮」の理解を深める啓発の充実
- ・ 障害のある方の創作活動の支援の推進

【ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 平成28（2016）年12月に、「現在もなお部落差別は存在すること」、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」ことを踏まえ、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」であるとして、「部落差別解消法」が施行された。

イ 市民意識調査の結果

- ・ 住宅購入や結婚などの日常の生活場面において、「気になる」という人の回答が減少傾向ではあるものの、依然として2～3割ある（報告書44～49ページ）。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ 部落差別解消法の趣旨を踏まえ、引き続き、教育・啓発の推進

【多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等の人権尊重】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 平成28（2016）年6月に、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない」と宣言し、基本理念として、「私たち国民は不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない」と定めた、「ヘイトスピーチ解消法」が施行された。
- ・ 平成31（2019）年4月に、人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に属する技能を有する外国人の受け入れを図るため、「改正入管法（入国管理及び難民認定法）」が施行された。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ ヘイトスピーチ解消法の趣旨を踏まえた教育・啓発の取組の推進及び平成30（2018）年に策定した「ヘイトスピーチ解消法を踏まえた京都市の公の施設等の使用手続に関するガイドライン」の運用
- ・ 外国籍市民と、市民生活や地域コミュニティとの調和を図り、だれもが暮らしやすい社会の実現や、地域の活性化の推進

【安心して働き続けられる職場づくり】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 平成30（2018）年6月に、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等のために「働き方改革関連法」が成立し、平成31（2019）年4月から適用されている。
- ・ 令和元（2019）年に、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法等の改正が行われ、これまで法的規制のなかったパワハラ防止対策が明記されたほか、セクハラやマタハラの対策強化が図られた。
- ・ 介護・看護を理由とした離職者は全国で約10万人（平成30年度）にのぼり、介護をしながら働いている者は、平成25年度から平成29年度までの5年間で約55万人増加している。

イ 市民意識調査の結果

育児・介護のために労働環境の整備が必要と考える人は8割を超えている（報告書52ページ）。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ 地域企業が働き方改革を積極的に実践していくための仕組みづくりの推進及び「真のワーク・ライフ・バランス」実現に向けて、地域企業の主体的な働き方の後押しの推進

【高度情報化社会における人権尊重】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 平成30年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年について過去2番目に多い件数（1,910件）であった。
- ・ プロバイダー責任法等に基づく対応にもかかわらず、ヘイトスピーチや、部落差別等の同和問題に関して差別を助長するような内容の書込み等、インターネットを使った人権侵害が課題となっている。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ 引き続き、インターネットの利点や危険性、個人情報適切な取扱いや情報の収集・発信における責任やモラル等についての教育・啓発の推進

【LGBT等の性的少数者の人権尊重】

(1) 改訂の視点

ア 社会情勢

- ・ 全国においてLGBT等の性的少数者に対する理解と社会参加に向けての様々な取組が広がってきている。

イ 本市の取組

性的少数者に関する人権課題についての理解促進に向けた教育・啓発等の取組に加え、平成30年度は以下の3つの取組を実施した。

- ・ 申請書等の性別記載欄の全庁調査と見直し
- ・ 本市施設における多機能トイレの表示の見直し
- ・ 職員向けの性的少数者に関する手引きの作成

ウ 市民意識調査の結果

- ・ LGBT等の性的少数者に関して、現在どのような人権課題が起きていると思うかという設問では、「差別的な言動をされること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」の割合が5割を超えている。一方で「特にない」、「分からない」と答えた人が合わせて2割を超える（報告書68ページ）。

(2) 主な改訂の方向性（案）

- ・ 多様な性の在り方が尊重され、全ての人が性に関する偏見や差別に苦しめられることなく、自分らしく自由に生きられる社会の実現を目指した教育・啓発の推進

【様々な課題】

(1) アイヌの人々

- ・ 令和元（2019）年5月、アイヌの人々を「先住民族」と初めて明記し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を目指す「アイヌ民族支援法」の成立（施行日等未定）を踏まえ、引き続き、周知・啓発の推進

(2) 北朝鮮当局による拉致被害者問題等（追加項目）

- ・ 平成30（2018）年7月10日付の拉致問題に関する理解促進活動の充実強化に関する国からの依頼等の通知を踏まえ、引き続き、周知・啓発の推進